

文化審議会第3期博物館部会（第2回）

令和3年9月21日

【稲畑補佐】 時間となりましたので、第3期博物館部会、第2回を開催させていただきます。

本日は、矢ヶ崎委員が御欠席、佐々木委員が遅れていらっしゃるようになっておりますけれども、時間となりましたので、開始させていただきます。

また、事務局は、本日、次長の杉浦と審議官の中原、課長の平山は中座させていただく場面がございますので、御了承ください。

それでは、部会長、お願いします。

【島谷部会長】 それでは、ただいまから、文化審議会第3期博物館部会第2回を開催します。御多忙のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、事務局に体制の変更があるということですので、御紹介をお願いいたします。

お願いいたします。

【杉浦次長】 失礼いたします。矢野の後任として昨日着任いたしました、杉浦と申します。これまでは、文化財担当の文化庁次長といたしまして、伝統的な文化財、日本遺産など、地域の文化資源の活用促進の方を担当させていただいておりましたけれども、今度からは、文化の方、あと、文化庁全体の予算、人事等々の東京の方の担当ということで着任いたしましたので、先生方、引き続き、どうか御指導のほど、よろしくをお願いいたします。

博物館法の改正をこれからということで私は引き継いでおりますけれども、釈迦に説法で恐縮ですが、先生方も御案内のとおり、文化庁の方に博物館の所管が移って少したちましたけれども、今までの生涯学習あるいは社会教育といったところから、今度は文化の方の施設として、改めて、博物館の本来の在り方、それから、今後の在り方、いろいろな議論があろうかと思っておりますので、是非ともこういう大切な機会でございますので、先生方の意見を頂戴いたしまして、しっかりと御議論いただいたものを行政の方でも考えてまいりたいと、このように考えております。是非とも、御指導のほど、よろしくをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

【中原審議官】 この夏に出倉の後任として文化庁審議官に就任をさせていただきました，中原と申します。どうかよろしく願いいたします。

就任以来，これまで2度のワーキングに出席をさせていただきまして，博物館の皆様，それぞれの実情に応じていろいろな御尽力を頂いているものだというのを改めて勉強させていただきました。そして，これまで果たされてきた役割はもとより，現在，例えば，Society5.0 ですとか，SDGs ですとか，カーボンニュートラル，あるいは，まちづくり，地方創生，こういった中で，国民的・市民的な議論を含みながら，物事，政策を形成していかなければいけない中におきまして，博物館の皆様の今後果たすべき役割の大きさといったところにつきましても，改めて思いを強くしていることをごさいます。現場の実情のお声をしっかりと聞きながら，今後に向けて充実した議論ができるように，私，事務局としても全力を尽くしたいというふうに思っておりますので，何とぞ，よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

それでは，早速，議事に入りたいと思います。前回，5月に行われた第1回の部会では，この部会の下に設置した法制度の在り方に関するワーキンググループにおける議論を踏まえ，博物館法制度の今後の在り方の中間的な報告書について，御議論いただきました。この報告書は，部会終了後に頂いた意見も踏まえ，7月30日付で「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」として取りまとめたところをごさいます。報告書の内容を踏まえて，先月，文部科学大臣から諮問を頂きました。今後，本部会では，この諮問に対する答申をまとめるべく，更に議論を深めてまいりたいと思います。本日は，事務局からこの諮問の内容を説明いただいた後に，前回の部会以降，ワーキンググループで議論された内容を紹介していただき，それを踏まえて部会として答申に向けた意見交換を行っていききたいと思います。

それでは，まず，事務局より，諮問の内容について，説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。よろしくお願ひします。資料，お手元でございますでしょうか。資料1，通し番号1ページから御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料1は，先ほど部会長から御説明いただきましたとおり，前回取りまとめいただいた「審議経過報告」を踏まえて，文部科学大臣から出された諮問の資料でございます。8月16日付で出されておりますけれども，1枚めくっていただいて，2ページ目でございます。

基本的にはご一読頂ければと思いますけれども、3段落目、4段落目辺りに諮問として求める内容が書いてございます。これからの博物館が求められる役割を果たして、国民生活により身近で欠かせない存在となることで、その社会的価値に対する支援が充実し、好循環を形成する。そのために、その活動と経営を改善し、向上させ続けていく。このような各館の努力を支援し、促進していくために、これからの博物館制度の在り方について包括的な検討を行うことが必要であるというのが、3段落目、4段落目でございます。

一番下の段落です。「以上のような問題意識の下、これからの時代に博物館に求められる役割を果たしていくため、その活動と経営の改善・向上を促進するという視点から、博物館登録制度の在り方を中心に、御審議をお願いいたします。」ということで、登録制度の在り方を中心に検討するという、前回取りまとめていただいた「審議経過報告」の枠組みから変更はございませんけれども、引き続き登録制度について御議論いただくという諮問を文部科学大臣から頂いているというところでございます。

今後は、この諮問に対する答申を取りまとめていただくという作業をこの部会として行っていたいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

続いて、これまでのワーキンググループでの議論内容を紹介いただきたいと思います。前回の部会以降、ワーキンググループにおきまして、博物館法の対象となる様々な館種を代表する団体から、本部会で取りまとめた「審議経過報告」に対する意見についてヒアリングを行ったと伺っております。まず、事務局から、そのヒアリングで伺った内容を報告いただくとともに、「審議経過報告」とヒアリングの内容を踏まえた法制度の方向性について、資料2に基づいて説明いただきたいと思います。

引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。引き続き、御説明いたします。資料2、通し番号3ページ目を御覧いただけますでしょうか。2019年11月にこの部会が設置されてからの審議の経過を、この通し番号3ページ目でまとめさせていただいております。全部で20回の会議が行われてまいりまして、2020年度の第2期博物館部会の第6回において法制度の在り方に関するワーキンググループの設置を了承いただいてから、ワーキンググループだけでも8回の議論を重ねてきております。前回、第3期博物館部会の第1回、5月28日にワーキンググループで議論した法制度の在り方の議論について御審議いただいたところで

ございますけれども、前回からワーキンググループで3回の議論を重ねてまいりました。先ほど部会長から御紹介いただいたとおり、ワーキンググループにおいてヒアリングを行ってまいりまして、そのヒアリングを踏まえた対応というものも議論をしてきたという次第でございます。一番下のところでですけども、今日はこのワーキンググループからの報告を踏まえた議論をこの部会でも行っていただきたいと、そういう枠組みでございます。

1 ページめくっていただきますと、通し番号4 ページは、そのヒアリングの詳細について書いたものです。第6回、8月5日に行ったヒアリングでは、6団体から御意見を伺いました。全国美術館会議、日本動物園水族館協会、日本水族館協会、日本植物園協会、日本プラネタリウム協議会、全国歴史民族系博物館協議会の6団体でございます。8月11日には、ヒアリングの第2弾として、全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、日本公開天文台協会、全国昆虫施設連絡協議会、全国文学館協議会、日本博物館協会から、御意見を伺っております。その他、書面でも御意見いただいた団体もございますけれども、そのような、主に様々な館種の観点からお声がけをいたしまして、御意見を賜った次第でございます。第9回、9月7日に、このようなヒアリングを踏まえて、どういう法制度であるべきなのかという点について議論を深めてまいりましたので、それについて今日は御議論いただきたいと思いますけれども、5 ページ目から、ヒアリングで頂いた主な意見を内容ごとにグルーピングして、御紹介したいと思います。

5 ページ目、上の段です。これは部会でも審議してまいりましたけれども、今回、設置主体を拡大することに伴って、特に営利法人に関して、その非営利性・公益性の担保の必要があるのではないかという意見を頂いているのが、最初のポツでございます。これは意見が分かれておまして、全国美術館会議さんからは、慎重に考える必要があると、制度設計が必要であるという御意見を頂いておりますけれども、他方で、日本水族館協会からは、運営法人の形態に関わらず、博物館としての経営・運営について見るべきではないかというような御意見を頂いたところです。

5 ページ目の下のところは、現行の博物館法は、博物館として先ほど御紹介したような非常に多様な館種について対象としておりますけれども、個別の館種についてどこまで対象とするのか、必ずしも明らかではないことから、これらの個別の館種について規定すべきではないかという御意見を頂いております。

6 ページは、個別の館種への言及とまではいかないまでも、多様である博物館の現状をより明確に認識して、館種の多様性に、登録制度の設計、運用において配慮すべきである

という御意見を頂いております。

次の7ページです。館種の多様性もありますけれども、規模の多様性も非常に大きいというのが、ヒアリングで頂いた御意見でした。特に、規模の大きい館、中規模の館はともかく、小規模の館にあっては、小規模の館も博物館としては重要な役割を果たしているにもかかわらず、新しい審査制度は恐らく負担になるだろうということで、小規模館については一定の配慮をしていく必要があるのではないかという意見が、上の御意見です。

それ以降、審査基準に関する御意見もたくさん頂いておりますけれども、7ページ目の下にあるのは、入館者数などの定量的に扱える基準は基準として非常に使いやすいのですが、それだけで判断することのないようにしてほしいというのが、下の意見です。

次のページ、8ページ目は、その他、審査基準はこうあるべきだということを、様々に御意見を頂いております。

次の9ページは、第三者組織の在り方について、様々に御意見を頂いております。こちらについては、もう少し後の会議で議論をさせていただきたいと思っています。

次のページ、10ページ目、更新制の導入についても御意見を頂いております。必要だという御意見と、負担も考慮する必要があるという御意見、両方頂いているところです。

11ページ目以降は、登録のインセンティブというふうに「審議経過報告」では書かれていた、登録してどうなるのかということについて、こういうインセンティブがあると登録になる館が増えるのではないかと、様々な御提案を頂いていると。例えば、科学研究費補助金における研究機関の指定でありますとか、希少種の移動・飼育関係などの御意見を頂いているところです。

次、12ページは、「審議経過報告」には、博物館同士のネットワークの形成の必要性について御指摘いただいておりますけれども、このネットワークの形成は非常に、サポートする御意見をたくさん頂きました。是非、ネットワークの形成を進めるべきであると。他方で、ネットワークの形成の在り方は検討の余地があるだろうという御意見を頂いているところです。

次、13ページ、デジタル技術の活用についても「審議経過報告」では触れられておりません。これらについても、是非この時代に進めていくべきものであるという御意見を頂いております。

駆け足でしたけれども、これらがヒアリングで頂いた意見を抜粋してグルーピングしたものでございます。今日の議論では、この様々に頂いた御意見の中でも比較的、博物館法

の条文で言うと前の方といたしますか、登録制度の枠組みについてはこれまで御議論いただいておりますけれども、もう少し、前提となる定義や業務、あるいは審査基準などについて、集中して御議論を頂きたいというふうに考えております。ワーキンググループの座長である浜田委員から、ワーキンググループで議論してきたものを踏まえた御意見としての資料もご準備いただいております、この後御説明いただく予定でございますけれども、事務局から、ごく簡単にフレームワークを整理したいと思います。それが14ページからです。

御参考までに、上の四角のところには現在の条文をつけさせていただいております。この条文を踏まえて、新制度ではどうあるべきかという点が問題になるわけですが、下の四角のところは方向性という形で、これまでの議論を総合するところではないかという点を事務局として書かせていただいております。まず、定義に書かれている基本的な博物館の機能、収集・保管、展示・教育、調査・研究というのは、これまでも議論いただけてきたとおり、この基本的な機能に大きな変更があるものではないというふうに認識しておりますので、こちらについては引き続き規定していいのではないかとこのように考えてございます。ほかにもたくさん論点はありますが、三つ目のポツを御覧いただきますと、第2条の最後の方を御覧いただくと分かるのですが、現在、博物館法の博物館の規定は「次章の規定による登録を受けたものをいう。」という規定になってございますが、博物館法制定当初はこれでほぼ全ての博物館をカバーできているという整理だったのですが、現在では登録を受けてない博物館の方が圧倒的に多いという現状ですので、博物館の定義については、登録されていない博物館についてもカバーするような議論をすべきではないかというのが、ヒアリングで館の多様性というものを伺った末での論点ということになるかと思います。五つ目のポツは、ヒアリングの一番最初の項目にありました公益性／非営利性については、審査基準において規定してはどうかということでございます。

次、少し飛ばしまして、17ページです。第3条には博物館の事業について規定がございます。「審議経過報告」において定義いただきました基本的使命に加えて、現代において博物館に求められる様々な機能・役割、例えば、社会的・地域的課題に対応することなどについては、こういうような基本的機能にプラスアルファする事業の部分で規定してはどうかというふうに考えてございます。

18ページ目、審査基準について書いたところには、先ほど定義のところでも申し上げまし

たとおり、公益性であるとか、非営利性であるとか、そういうものは新しい審査基準の中で見ていくべきではないかと考えております。それを踏まえて、日本博物館協会で数年前に取りまとめていただきました新しい登録基準の案を基に、一番下に「イメージ」というふうに書いてありますけれども、このような項目について審査していつてはどうかということを書かせていただいております。

事務局からの説明は、以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

次に、ワーキンググループの座長としてこれまでの議論を主導されてきた浜田委員から、法制度の在り方について、御提案を頂きます。

浜田委員、よろしくお願ひいたします。

【浜田部会長代理】 ワーキンググループの座長を務めております、浜田です。前回の部会から、これまで3回にわたりまして、先ほど御報告がありましたように、2回のヒアリングと1回のワーキンググループを開催し検討を進めてまいりました。その中で浮かび上がりました論点を私なりに、「登録制度見直しに伴う博物館定義等の再考について」という形で、座長ペーパーとして、個人的意見も交えながら、まとめさせていただきました。資料は20ページになります。

今回、博物館関連団体のヒアリングを受けまして、いろいろ考えたり、あるいは明らかになった部分が何点かございました。まず一つは、今回、書面のみのもを含め、13団体からヒアリング等を受けております。先ほどの12団体に加えて、全博協（全国大学博物館学講座協議会）からも意見書を頂いておりまして、その13団体からの意見を一通り聞かせてもらったわけです。その中で、改めて博物館の多様性ということを確認することができました。また、各博物館が取り扱う資料は、実物、標本のみならず、生体から観測資料まで多岐にわたってはいるのですが、資料を収集し、保存し、調査研究し、人々に公開し、教育を行うという点においては、全ての館種で共通しているということを確認できたと思っております。各館ともそれぞれ立派に博物館活動をしていながら、意見を聞いていますと、登録館ではないことから、自らは博物館ではないと考えている施設もあるように感じられました。それは、先ほどもちょっと出ましたように、現行の博物館法は登録博物館を前提としたものになっているということが関係しているように思われます。また、博物館専門職の考え方ですとか、営利・非営利の考え方につきましても、例えば、動物園・水族館と美術館等、館種によって異なるということも改めて確認することができました。新た

な登録制度を考える上で、博物館法が対象とする博物館の範囲や機能、つまり、博物館の定義についての再考が我々に求められているのではないかと考えたわけです。あわせて、博物館全体の質的向上、これは博物館の底上げや盛り立てということになると思いますが、質的向上を図るためには、各種のインセンティブとセットの形で新たな登録もしくは認証制度を検討することが必要であると感じたわけです。

そこで、なぜ博物館法の見直しが必要なのかということ、もう一度、観点を私なりにまとめ直させていただきました。まず、これまでの博物館法の役割について、再考しました。戦後、博物館に関する法律が整備されて、ひもづけされた税制優遇ですとか補助金制度などが後押しとなって、日本の博物館数は飛躍的に増加しました。制定当時は200館余りであったものが、今日では5,700館を超える、国民に身近な施設となっております。また、図書館法と異なって、博物館法では、私立館が存在することから、遊園地化ですとか営利化を防ぐために登録制度というものが導入されたようであるということ、踏まえると、実質的には登録博物館法として機能してきたとすることができます。これは、博物館の水準を維持するために設けられた制度としては一定の役割を果たしてきたのではないかと、評価したいと思います。また、博物館は、教育基本法の理念に基づいて、社会における幅広い学びを担い、人々の知的好奇心を刺激し、社会教育の強力な担い手として機能してまいりました。今後は、更に博物館資料と密接に関わる文化財保護法ですとか、博物館振興策と関わり深い文化芸術基本法との関係性も考慮しつつ、博物館の社会的意義や使命も考えていかなければならないであろうと思っております。

そこで、博物館建設の時代から博物館淘汰の時代を迎える中でどういうことが言えるかということですが、法の制定以来70年間で、先ほど申しましたように、博物館数は200館余りから5,700館余りに増えております。21世紀を迎えた今日、平成の大合併ですとか、経済不況のあおりを受けて、博物館は、これまでの建設・拡大の時代から、淘汰・縮小の時代へと変わっているということは事実だと思います。博物館数の増加と多様化が進む中で登録制度は形骸化し、実際、計算しますと登録率は16%（914館）にとどまっております。この数字を見ると当初の目的が達成されたとは言えないのではないかと考えております。また、文化財保護法との関係から、国立博物館が登録博物館から除外されてしまったということは、博物館政策や国民の博物館理解に不整合を生んでいるのではないかと考えられます。国民的視点から見て、国立博物館が登録博物館になれないことは不自然ではないかと思うわけです。また、1955年の法改正の中では、法から除外されていた国立博物館を

今度は相当施設と位置づけたことは法の意義を高めたと思われませんが、相当制度を講じたことによって、博物館を登録館と相当館に複層化してしまったことは否めないと思われま
す。このときに定められた相当施設の適用を受ける館も全体では6%余り(372館)にすぎ
なくて、登録制度を後押ししたとはなかなか言い難いものであったのかなと思われま
す。結果的に、博物館法の適用を受けない博物館が78%近くに達しており、今後、真の博物館の
底上げや盛り立てを推進していくためには、法律上の博物館の概念を再検討する必要が生
じているのではないかと考えております。

次に、展示観覧施設から市民のよりどころとなる博物館時代を迎えた中でどんなことが
言えるかといいますと、法が制定された1950年代は、博物館というと国民的には敷居の高
い展示観覧施設であった時代だったかと思えます。定義の「展示して教育的配慮の下に一
般公衆の利用に供する」という表現も、まさにそれを示したものと思われま
す。また、国
語辞典の『広辞苑』の解説もまさにそのような説明になっていて、今日の博物館の実態か
らすると、乖離しているのではないかとと思われま
す。そして、一例ではありますが、1976
年に神奈川県平塚市に開館した平塚市博物館は、その概念を大きく変えたものというこ
とが言えます。特に1970年代後半以降は、展示を主体とする博物館づくりから、市民活動を
主体とする博物館づくりへと大きく転換が図られており、この考え方は「地域博物館」と
して定着し、その後、市町村が設置する博物館のモデルとなっております。現行の定義で
博物館は、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を
行う施設であるとしてはおりますが、今日の地域博物館の実態を見ると、地域住民、市民
と言っていいと思えますが、自らが学ぶ拠点であり、また、地域文化の発信拠点としても
機能しているということが言えると思えます。つまり、今日の博物館は、一般公衆に支え
られる形で活動が成り立っていて、もはや従来の定義では収まり切らないものではないか
と考えております。今日、多くの地域博物館では、市民を主体とした博物館活動が推進さ
れておりまして、地域課題解決の場ですとか、あるいは地域の文化活動のハブとして機能
しております。今日の博物館は、単に市民向けの事業を行う施設という枠を超えて、地域
の文化的拠点となっていることを我々は再認識しなければいけないと思えます。また、地
域や社会の文化的拠点としての博物館の役割ですが、文化芸術基本法に基づく国内の文化
政策のみならず、ICOM や UNESCO 等における国際的な議論においても主流化しつつあ
り、未来志向の博物館の役割を果たすためにも、現行法による博物館の規定は限定的かつ
不十分であると言えるのではないかとと思えます。

そして、4点目ですが、学芸員と市民との関係性の中で言えることは、博物館が市民とともに活動していく上で中核となっていくのは、やはり専門職である学芸員です。博物館が法の目的に掲げる「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ためには学芸員の存在は欠くことができないのですが、現行法においては、実はよく読むと、登録博物館以外では、学芸員有資格者が学芸業務に従事しているにすぎないということになり、法と学芸員制度との乖離があるのではないかと考えられます。博物館が市民が抱える地域の諸課題を解決する場となるためには、学芸員の調査研究は資料の枠を超えて、その背景となる地域性やテーマ性に視点を置いたものになっているわけです。博物館の事業に掲げる学芸員の調査研究の範囲についても、資料に関するものに限定していることは、もはや時代遅れかと思われまます。また、学芸員がつかさどる専門的事項に展示以外の教育活動が明示されていないということも、今日的な博物館活動から乖離しているのではないかと考えます。

そこで、最後になりますが、これまでの論議から、見直すべき内容を何点かまとめさせてもらいました。まず、登録制度の見直しに伴って改正する部分ですが、現行法にある第5章（第29条）の相当施設制度は廃止するべきであろうと考えます。また、第2章の新たな登録制度の中で、国立博物館等の位置づけの見直しを図ることになるかと思われまます。それに伴って、第2条（定義）や、第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても、当然、見直しが必要ということになるわけです。今回の登録制度の見直しに当たっては、新たに国立博物館の章を設けるか、あるいは今日の指定管理者制度の導入等を踏まえると、従来の設置者区分ではなくて、運営者等の区分というのにも検討する必要があるのではないかと考えます。さらに、「審議経過報告」の中で五つの博物館に求められる役割というのを述べたわけですが、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する内容についても、これは第2条で書くというのは難しいと思われるので、前文を設けるか、もしくは第1章の目的の中で示す必要があるのではないかと考えまます。また、各関連団体からの意見ですとか、ICOMの新たな定義づけを受けて、対象資料、設置者、登録の表記など、第2章の定義の全体的な見直しが必要であると思われまます。

そこで、見直しの方向性ですが、以上述べましたように、実は現行の博物館法第1章から第5章までの全章にわたって見直しが必要になってくると考えられます。また、今回の改正では登録制度の見直しを中心としておりますが、中期的には学芸員制度の見直しが検討されるということになりますので、今回は「第一次答申」として報告することが今後の

審議継続に続くのかなと考えます。各種団体のヒアリングに加えて、今回は地域別の博物館関係団体の意見等も聞いた上で、今後の具体方策ですとか、ネットワーク形成について検討する必要もあるのではないかと考えております。

最後に、法律上の博物館の範囲の再考と課題というのを挙げておきましたが、今回は、国立博物館、あるいは、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の対象化と、私立博物館の設置者をどうするか、国際的に非営利が原則の中で公益性をどう考えるかということは、ここで考えていかないといけないと思われまます。それから、現行の法令では博物館は「登録を受けたもの」となっておりますが、それだけでよいかということです。博物館の定義や事業に照らして、博物館かどうかを判断するということもあり得ると思われまます。また、定義に記載されている資料分野についても、話題が出ました。これを「人文科学、社会科学、自然科学、技術・工学、芸術・文学等に関する資料」と広げて書くか、あるいは、ICOMの定義のような、「有形、無形の人類の遺産とその環境」という包括的表記もあるかと思われまます。それから、「資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し」等の目的ですが、これは単に機能のみを書くという簡略化の方法もあると思われまますし、また、今回、要望として出た、動物園、水族館、植物園等を明記するというのもあり得るかと思われまます。

最後になりますが、博物館資料に限定されることのない、幅広い教育活動ができるような形で、展示以外の教育活動の明示なども行うとよいかと思われまます。

少し時間をオーバーしましたが、以上が私からの報告になります。

【島谷部会長】 今までの経過並びにヒアリング、それから、なぜ見直しが必要か、見直すべき内容等につきまして、丁寧に説明を頂きました。これに参画していただきましたワーキングの皆さんに感謝申し上げます。

これを受けまして、引き続き、意見交換に入りたいと思われまます。いろいろ話題が展開していくと思われまます、それぞれの委員の先生方の対話を基に話を進めていきたいと思われまますので、いろんな案件、二つ、三つ、四つ、五つ、と言いたいことがあるかと思われまます、1回の発言は本当に手短かにやっていただきまして、それぞれの中でキャッチボールをしていきたいと思われまます。どうぞよろしくお願いいたします。テーマは設けずに、どうぞとってしまうと難しいかもわかりませぬ。一番の観点は登録制度の在り方ということになるかと思われまます。現状の博物館法では登録博物館が博物館というふうになっている。そのままでいいのかどうかという問題提起もなされましたので、まずはそこ

からをスタートとして、御意見を頂戴できたらいいかなと思っております。どなたからでもよろしいですので、どうぞよろしくお願いいたします。

この博物館法の改正というのは、5,800館ぐらいある博物館を排除しようというところではなくて、活性化を図ろうというものなので、必ずしも排除するものではないというのを前提に置きながらも、どこを目指していくかというのが一番大きな観点になろうかと思えます。全部を救うという形が一番いいに決まっているわけですが、なかなかそうはいかない部分もありますので、皆さんの御意見、英知を結集して、これに向かっていきたいと思えます。いかがでしょうか。

ここのところをいいかげんにしてスタートしてしまいますと技術的なことに終始して答えが出ないという形になりますので、登録というものの在り方、登録によるインセンティブ、先ほど事務局から御説明いただきましたけれども、その登録に耐え得るものだけを助けるものじゃないというのはもちろん前提にあるわけですが、博物館を改正するに当たってそこをどう考えるかというのが一番根幹になると思えますので、短くても、多少長くなってもいいですけど、お考えをどなたからでもお示しいただけるとありがたいのですが。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

【西野委員】 東京大学の西野です。ヒアリングの結果は、5,000館を超える博物館の多様性を浮き彫りにしてくれています。他方で、登録博物館制度というのは、一定の基準を設けて、博物館の指定を認可するかしないかということですから、規格化に向かわざるを得ないわけです。この相対立する現実をどうするのか、が問われているわけです。ですので、議論をいくら深めても、多様化してきているミュージアム界の実態を前に、登録博物館制度から取り残されるものが出てくるのではないかと、という危惧を払拭できません。現在考えられている制度は、端から大いなる問題を抱えているように思えます。それを解消するために、博物館の専門性でなくて、設置形態、つまり、公立か私立か、国立も廃し、全てを公立と私立の2種で登録させるのが良いのではないかと思います。

それと、もう1点だけ申しますと、今考えられているものは、登録を誰が認めるのか、地方自治体なのか、国なのか、第三者機関なのか、というのは分からないのですが、1館が認定機関に対して申請をするという、1対1の関係での登録認定制度なんですね。そうした形式だけしか認めないということになると、人手のある大手の博物館、あるいは書類を作れる博物館は対応可能でしょうが、そうでないところが、ヒアリングのなかに出てきていましたよね。私どもでは、書類をまとめる人もいないし、能力もないし、時間もない、

そういう規模もないという、零細博物館の意見がそれです。そういうところが手を携え、ネットワークとして、一つの群体として登録申請をする。ネットワークとしての登録が認められると、その傘下にあるものは皆、登録博物館になる、そうした考え方はありえないのだろうかと思うわけです。これは、単館登録制しかないのか、ネットワーク登録制も認めるのかというようなもので、今回の制度改革では、小規模館のかかえるハンディを考慮して、ネットワーク登録制を認めるというふうにしてみたらどうか。また、ネットワークの構成員（個別館）は、多様性のある方が良いのではないかと思います。事前の聞き取り調査では、動物園、植物園、水族館、プラネタリウムなどの発言が紹介されていましたが、今後は、そうした異種専門館の複合化が進み、どのカテゴリーに属するか分からない公共施設がますます増えてくるのではないかと思います。それが娯楽性、採算性、新規性を売り物にする業界の実態だからです。そうなったときに、分野や業種を列挙していくやり方は、現実をフォローアップできない、そうしたやり方には限界がある。ですので、分野や専門の違いを線引きしない方が良いというのが、私の考えです。美術館と博物館を分けたり、動物園と水族館を分けたり、というのが現在の実態ですが、そういうものが複合化した文化施設ができる方が、あるいは植物園なども含め、自然文化複合施設を社会が求めている時代に、美術なんですか、文化財なんですか、動物なんですか、植物なんですか、水族なんですか、そうしたものを併呑するような自然文化複合施設の出現に対応し切れない法制度であってはならないと思います。登録制度のなかに個別名を列挙していくやり方で、カテゴリーを新規追加していくのではなく、公立なのか、私立なのか、施設やコレクションが公共財なのか、私有財なのか、だけのカテゴリー設定で、登録認定制度を設けることはできないのかと、私は思います。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。基本的な疑問点を改めて整理をしていただいたわけですが、私が答えるべきかどうか分かりませんが、登録制度の在り方というのは、登録制度、審査、認可という形で行くべきか、そうではなくて、今、西野先生から提示された、群体という表現をされておりましたが、群体での認可というのもあり得るのかというような問題提起だったと思います。

根本にありますのは、今の登録制度というのは20%程度しか入っていないので、ほかには博物館法では博物館ではないというような説明を受けましたが、今後の博物館法の目標としていくものがどちらに振れていくか、ここでの討議の結果で結論が決まってくるという形になります。皆さんのいろんな意見を伺いながら、なおかつ事務局と相談しながら、答え

を出していくということになるかと思えます。今、問題提起として、西野先生、ありがとうございました。

今の説明につきまして、事務局の方から何かありますか。お願いします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。登録制度の意義については、是非西野先生がおっしゃったような御意見をもっと頂きたいと思っております、登録とすること自体が矛盾をはらんでいるというのも、おっしゃるとおりだと思います。他方で、登録の審査の基準を、この審査基準だとこの館種はどう申請しても通らないよねみたいな基準にするのではなくて、まず、間口をしっかりと広げておくということが今できることなのかなと思っております。登録制自体は、例えば、国の補助金の受皿とか、税制でありますとか、そういうものとの関連、法律上のほかの主体との関連の際にはどうしても法律上の規定というのは必要であるというふうに考えておりますので、そのような規定は必要である一方で、今日、提起いただいたような、博物館全体としての定義というのは広げていいのではないかというのが、今回の議論だというふうに考えております。

以上です。

【島谷部会長】 平山さん、お願いします。

【平山課長】 課長の平山です。西野先生、御指摘、ありがとうございます。確かに登録制度というのは一つの型に当てはめるものではあるのですが、一方で、税制上の優遇措置という非常に大きな国もしくは自治体の財政支援を受けるための制度にもなっていて、そうすると、皆様の税金を使って支援すべきものは何なのかというところに線を引くというのが大事な制度になってきます。今までは確かに、公立と私立という分類で、公立は公を担う、私立はプライベートというくくりでよかったのかもしれませんが、内容の多様性と同時に担い手の多様性というのも起こっておりまして、国や自治体もしくはそれに準ずる機関だけが公の役割を担っているわけではなくなってきていると。民間の施設でも公の役割を果たしている博物館が出てきているという中で、国もしくは自治体の公的な財政支援措置である税制上の優遇措置等々、法律の優遇措置をどの主体に与えるのかというのは、ある意味、内容の多様性だけではなくて、設置の主体の多様性という現代的な課題に向き合う議論なのかなというふうに思っております。

もう一つは、大変いい御指摘を頂きました、群体としての登録、これは様々なところからも御意見いただいております、私どもとしても、小規模館を救うための一つの措置として、グループ登録、集団登録というのは考えていくべきではないかなというふうに思っ

おります。一つ、この制度を進めていく上で少し問題だなと思っているのは、登録する場合に手続をまとめてくださる方の負担とか、リーダーになる方の負担というのをどう考えるのかなど。もちろん、自主的に共助という形で、ギブ・アンド・テークで自らの集団でやればいいのですけれども、自ら進んで小規模館を助けようというふうに言っていた館というのはどれだけあるのかなというのは少し懸念しております。また、登録のときはいいのですが、その後、例えば、学芸員がいなくなりましたとか、登録館だけ閉めたいと思いますとか、そういうときのフォローアップを代表者の方だけにお任せしてしまうのではなくて、一つ一つの館もその後ずっと制度という公的な優遇措置を受けるに当たっての必要な手続はある程度しなければいけないと思いますので、そういうところを長いスパンで見たときのフォローアップを誰がどの責任でやるのかなというのが、一つの難しい点かなというふうに思っております。

個別の列挙を認めるというのはやめた方がいいというのは、確かにおっしゃるとおりでございます。美術館という日本独特の呼び方もございますが、そういうものを博物館法に列挙するのではなくて、ミュージアムとしての博物館という総合名称でやっていくというのは、確かにそのとおりかなと思えました。

【島谷部会長】 平山課長、ありがとうございました。お答えになっているのではないかと思います。博物館法の定義として、登録のものだけ博物館と認めるというのにはいささか違和感があるような感じがします。間口を広げて博物館という定義については、5,800全部を認めるかどうかというのは問題として、もう少し考えるべきだとは、個人的には思っております。その上で、登録をしたらこれだけインセンティブがありますよということを論議していかなければいけないと思っております。

【西野委員】 すみません、一言だけ追加させてください。

【島谷部会長】 どうぞ、お願いいたします。

【西野委員】 登録のインセンティブというところで今挙げられていることは、科研費の申請ができるようになる、希少種の申請についての簡略化が進む、税金が非課税となる、これだけでは事が進まないと思います。群体登録の場合、誰がそれを担うのかということで、業務負担が増えるとか、仕事が増えるとか、あるいは、やる人がいないとか、そんな弱気で、情けない発想で、改革を進めるというのであったら、やめた方がいいと思います。もしそういうことが危惧されるのなら、ネットワークを束ねる館に対し、国や自治体が予算的な優遇を図るようにする。そういうギブ・アンド・テークを仕掛けの中に入れていけ

ば良いのではないか。意欲のある館は自主的に声を上げてください、と。私は、群体登録をするときに、全部を1個のミュージアムにしてしまえと言っているのではなく、多様性をそのままのみ込むようにしてネットワークを形成したらどうかと思うのです。それで、中規模ないし大規模の、例えば県立博物館のようなところがハブになるのであれば、その傘下に連なるものを、ミュージアムトラストのようなものとみなす。ナショナルトラスト制度に倣って、小さな、例えば、歴史遺産、記念館、あるいは違った業種の文化センター、そういうものをミュージアムトラストとして、要するに、横のネットワーク群体として抱き込み、それらを含めたかたちでの登録申請ということであれば、ハブ館に対する予算優遇に対しても、納税者からの抵抗感は少ないように思います。インセンティブの強化ということをまず先に考えないと、登録博物館制度など、いくら立ち上げたところで、やっぱり登録館は18%しかありません、ということになりかねない。ですから、業務を押しつけ合うことになるような制度改革にならないようにお願いします。

【平山課長】 インセンティブを考えなければいけないというのは、確かにそのとおりでして、私どもの方でも、インセンティブ、ほかにプラスアルファはないか、今、関連法律というんですか、博物館が業務を進める上で関係する法律を調べておまして、インセンティブ、これは宿題として考えていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの中規模・大規模のミュージアムの群体としての登録ですが、先生がおっしゃるとおり、その仕事を担う館に財政上の支援をプラスアルファで与えるとか、そういう政策と一緒にやるのがこの制度を進める上では大事だなというふうに思っております。つまり、私が申し上げた自然発生的なものではなくて、政策的にその課題を解決するということとセットでやらなければいけないなというふうに思っているところでございます。

【島谷部会長】 佐々木さん、お願いします。

【佐々木委員】 すみません、参加が遅れまして。

西野先生がおっしゃった登録制度の多様性と規格化の矛盾についてですが、日博協の委員会で新登録基準の原案をつくったときに、矛盾をどう考えるかということで整理しました。ミュージアムは何をするのか、例えば、展示とか、資料の収集・保管・公開、こういった法律の定義上に書かれる、ミュージアムは何をするかというのは一つの共通の項目になると思うんですね、審査をするときに。多様性をどう担保するかというところで言いますと、それをどのようにやっていくのか。それは、それぞれの施設によっても、やり方や、

何を指すのかが違ってくるわけですね。それぞれの施設が、ミッション（使命）、管理運営の基本方針、これを明確にすることで、その基本方針、使命に基づいて、自分の館は、展示はどうする、調査・研究はどうする、資料公開はどうするか、そのことは多様性をきちんと確保して、それぞれの施設に合ったことを明確にする。これが明確になっていて、その方針のとおり実行できているのかを確認するというのが登録の際の審査になる、そういうイメージを持って案をつくった次第です。これは、イギリス、アメリカの登録制度、認証制度をつぶさに調べて、そういうようなやり方で、一定の水準と多様性というのを調和させているということを目の当たりにしてきました。そういうことを想定して取りまとめたということでもあります。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。佐々木さん、私が質問するのも変なのですが、そのときの申請というのは、ごく短時間というわけにはいかないでしょうけれども、それほど難しくない範囲でできるような申請であるという考え方でしょうか。

【佐々木委員】 はい。イギリスはミニマムスタンダードをつくって底上げを図って成功したというふうに捉えられています。しっかりミッションがあるか、展示の方針や調査研究の方針をそれぞれの施設が明文化できているか、というところが課題になりまして、すでにあるところはそのまま通っていくのですけれども、そういったものは考えたことがないというところは検討から始めなきゃいけないので時間はかかります。しっかり取り組めば、どこもできていて、イギリスでは多くの施設、最終的には8割～9割がそのミニマムスタンダードをクリアして、助成金等を申請する資格を得るところまでいったと、そういうような実績がございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

西野先生がおっしゃってくださっている、心配、懸念も当然あるわけですがけれども、何もなしにみんな渡ろうというのは結構無理があるような感じがしますので、そういった、世話をしてくれる人、汗をかいてくれる人に対する補助金なり何かというのはあってしかるべきという考えも、当然ながら出てくると思います。

ほかにどなたか、今の登録制度の在り方、博物館の定義につきまして、御意見ございませんでしょうか。

川端さん、お願いいたします。

【川端委員】 浜田先生が示していただいた資料の20ページの最後の方にある、博物館

法によって遊園地や営利化を防ぐためにという、遊園地化というのは今の時代でも非常に大事な観点かなと思ってまして、はやりがあるから、何か展示施設を造って、それで博物館。確かにそれはそうなんですけれども、肝となるのは、公共性であったり公益性、それと永続性という、2点じゃないかなと考えます。永続性というところは、資料の保全ということが第一に出てきますけれども、それだけではなくて、例えば、地域にとって、あるいは公共・公益にとって大事な活動を永続的に進めていく、そういう施設ということで考えると、動物園もそうですし、水族館、昆虫館含めて、該当していく。先ほど佐々木先生が言われたような、ミッションというのも大事になってくるということではないかと思えます。その観点を抜きにして登録なり認証ということを議論していくと、何をやっているんだろうということになるかなと思えます。

あともう1点は、例えば、そういう形で認証された博物館施設があったとしても、どうしても立ち行かなくなる、あるいは、いろんな災害を含めて継続が困難になったというときには、例えば、地域であったり、館種ごとであったりのネットワークでもって、それを日本としてというか全体として保全していくかというふうな仕組みづくりというのも、その次の段階としては大事になってくるのかな。そういうのを含めて、いろいろなインセンティブというのを考えていただけるとありがたいかなというふうに考えます。いろいろほかにもありますけど、取りあえず、以上で。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

高田先生、お願いします。

【高田委員】 高田です。今日、私が発言したいことをどこのタイミングで話そうかなと思っていたのですが、先ほどインセンティブの話が出てきたので、これはインセンティブのところで話せると思い、考えていたことをお話しさせていただきます。

どの博物館も多分、持っている資料は実物資料が一番だと思っていて、実物をどれだけたくさん持っているかとか、先ほどの動物園、水族館のヒアリングを見ると、生きている資料、動物園、水族館はこれで勝負しているのだみたいな感じのことが書かれていて、いわゆるデジタル化というところのデジタル資料というのがそっくり抜け落ちていたり、皆さん、目が向いてないような気がしています。御存じだと思いますけど、平成8年の博物館法改正のときに、定義の第2条の3に、「電磁的記録を含む。」ということで、博物館資料のデジタル化について法改正で踏み込んでいるのですね。平成8年の時点でこれから博物館資料にデジタル資料が必要だというふうに法改正もし、それから、その後、平成23年

の運営上の望ましい基準づくりにも、インターネット等の環境を整備してというところで、「インターネット」という言葉がここに出てきています。つまり、デジタル化とかインターネットというのはこれからの博物館にますます必要になってくるというところを見ていくと、いつまでも実物資料だけでいいのかなと思っています。

昨年のこの会議の博物館の機能強化に関する調査の報告書を、今、手元に出力しているのですが、博物館におけるコロナ禍前後のデジタル化の取組のところ、人員の不足とか、知識・ノウハウの不足とか、予算の不足とか、いろんなところでデジタル化が進んでいないという実態が明らかになっていて、それが博物館業界の一つの大きな課題かなと思っています。デジタル資料を私は何で力説するかというと、デジタル資料化することによって、素早く、平等に、繰り返し何度も、多くの人に消耗なくというメリットがすごくたくさんあります。なので、バーチャルであるとか、実物を補完するだけだという考え方でなく、デジタル資料は今後ますます必要になってくるという世界と一体でミュージアムの発展を考えていくと、ミュージアムのデジタル化は必要と、私は思っています。なので、先ほどのインセンティブを述べるとして、人員の不足とか、知識・ノウハウの不足とか、予算の不足とかいう部分を博物館登録することによって、それを少しでもインセンティブで補ってあげるというか、人をつけるとか、予算をつけるとか、技術的な支援をすることかいうところが、博物館登録することによって博物館のデジタル化が一層進むというようなインセンティブを与えていただけると、その辺の問題解決にもなるのかなというふうに、思っています。

ということで、私からは以上です。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。高田先生の意見としては、登録された場合にインセンティブとしてデジタル化促進の補助金なり人員なりがつくというような考え方でよろしいでしょうか。

【高田委員】 そうです。それが一つの、自分たちが登録するとそういった課題が解決になるのであれば、積極的にデジタル化を進めようというところにつながるのかなというふうに感じています。

【島谷部会長】 西野先生からインセンティブは今挙げているだけでは少ないじゃないかというような御指摘がありましたけれども、そういった形でインセンティブを付加することによって登録制度を進めていくという考え方であるというふうに、今は認識しました。

もう一つ、根幹的なところで、今、討議をしております、博物館のありよう、登録され

たものだけが博物館であっていいのかどうかという、そういう根幹についての御意見というの、ほかの先生方、いかがでしょうか。

伊藤さん、お願いいたします。

【伊藤委員】 美濃加茂市の伊藤でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

私も、今回の博物館の登録制度の見直しに関しまして、こういう形で参加させていただいているのですが、この登録制度は、私どもにとってはチャンスだと、チャレンジさせていただくチャンスだということを思いたいと思っています。私どもに、本当に小さな、文化の森という施設があるのですけれども、これは市民にとってはなくてはならない施設だと。市民が愛して、この施設は守るんだと。そういう日頃の市民との連携の中でこれを守っていくためにも、国の法律に基づいた登録というものがしっかりできていて、こういったものに国からもいろんなインセンティブを与えていただけるんだと。そういうことは市民にとって非常に分かりやすいと、私は思っています。ただ、事務的な登録そのものはできるだけシンプルで多様性のあるものにしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど浜田先生がおっしゃった再考についての考え方は本当に素晴らしいなと私は思っておりまして、市民が主体となる博物館、地域の課題を解決する博物館ということが非常に大きなテーマになってきているというのは、私どもにとってはありがたいと思っています。

市民と連携する博物館という点で一つ事例を申し上げますと、実は、私どもの山間部にある町なんです、そこで県内でも珍しい石仏というものを学芸員が発見してくれまして、その展示会をやりました。それによって市民のツアーというものが始まりまして、その地域の人、その発見、あるいは、いろんな人が来ることによって、地域の誇りを改めて再確認したと。この博物館があったおかげで、自分たちはこれからもここで住み続けるんだという、強い思いを持っていただいた。この博物館があったおかげで、こういったものができた。

それから、もう一つは防災なんです。ちょっと話が長くなって申し訳ないのですが、私どもは、木曾川と飛騨川に囲まれた地域でして、過去から水害のいろんなことを経験してきました。そういった歴史、あるいは自然環境なんかを学ぶ機会としても、今、学芸員が頑張ってくれています。こういった市民にとって命を守るという点についても博物館が

様々な情報を提供してくれているという状態であれば、市民にとってこれはなくてはならない施設になりつつあるというふうに、私は確信しております。今後、そういう多様な市民の課題を解決する拠点と、それを登録制度の一つのジャンルとして出していただけののであれば、私は、今回の登録制度を、自治体にとって、小さい自治体にとっても、チャンスだ、チャレンジさせていただくんだと、そういう点で評価させていただきたいと思っております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

お二方、手が挙がっておりますので、最初に、太下委員、お願いします。

【太下委員】 太下です。先ほどの川端委員と高田委員の御発言に大変賛成いたします。川端委員の方からは、持続性の重要性について御指摘があったかと思えます。ミュージアムが持続的であるべきというのは当然のことというふうに思うのですけれども、前々回でしたか、部会で私はトリアージの話をさせていただきましたが、これからは持続性というものをきちんと政策的にフォローしていく体制というのが実はすごく重要になってくるのだらうというふうに思えます。その意味では、登録の段階がいいのか、登録後、何らかのインセンティブの補助金審査の段階がいいのか分かりませんが、ミュージアムの主体と設置者が共同で長期修繕計画というものを提出することを義務づけるのも一つの案ではないかなというふうに思えます。我々が住んでいるマンションに長期修繕計画があるのに、何でミュージアムに長期修繕計画がつくられてないのかという方が、私は逆に不思議に思っています。一方で、そういう長期修繕計画をつくっていても、中にはトリアージの対象になって残念ながらなくなっていくミュージアムもこれからは出てくるのだらうと、私は思っています。その際に、もし博物館法改正を前提に今この議論をしているということであれば、博物館もの解散の規定の部分はいじるべきだと、私は考えています。公益法人の解散の段階では、御案内のとおり、公益財産については、国が引き継ぐか、または同種の活動をしている公益法人が引き継ぐという規定になっています。これと同様に、もし博物館登録として国の税制面での支援なり何らかのインセンティブを受ける、そういう活動をしてきたミュージアムであれば、当然、そのコレクションも公益的性格を持つわけですから、それが、競売とか、単純に社会に分散していくという事態は看過してはいけないのだと思います。これは、同種の博物館が引き継ぐか、設置者が引き継ぐか、または国が引き継ぐか、何らかきちんと解散の場合の規定を明確にしておくべきだというふうに考えます。同

様に、解散ということを考えた場合には、先ほど高田委員がおっしゃったデジタル化というのは、実は非常に重要になってくるのですね。仮にあるミュージアムが解散した場合も、デジタルコレクション、ないしは博物館自体の機関アーカイブとしてのデジタルの資料が新たに継承されていくということも、きちんとやっていくべきだと思います。もちろん、現状のミュージアムにデジタル化の人材がないということも承知しています。これは当然、国がインセンティブの中で手厚く支援して、これを達成すべきだというふうに考えます。

取りあえず、以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

引き続き、半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。私は、ワーキングにも参加させていただきながらいろんなところの館種団体の意見を承ってきた立場として、浜田さんがお出しになった方向性については、そのとおりだと思っています。その中で、西野委員がおっしゃったことについてちょっとコメントをさせていただきたいのですが、確かにおっしゃるように、一見、博物館を広く認めることと登録制度というのは自己矛盾を含んでいるとも言えるかもしれません。が、現行の博物館法を見直すという原点的な課題に向き合ったときに、第2条の規定自体が登録したものを博物館と言うということになると、現在の博物館の総数の中で16%しか博物館ではないというふうに規定をしている法律だと言えるわけで、それこそ、今、6,000とも言われる博物館はどういう施設なのかを法律で規定しなければ、法律が期待されている博物館の内部の問題解決だけの問題ではなくて、その博物館を利用して、いかに博物館が未来に対する責任と役割を総合力として果たしていくためには底上げが必要だというこれまでの議論の中では、2割の博物館しか日本では博物館として規定されていない法律の現状そのものが自己矛盾を含んでいるという問題点の出発点なんだろうと思います。その中で、博物館というのはこういうことをしているところという定義においては、佐々木さんがおっしゃったように、ミニマムな基準を規定した上で、そこにインセンティブを与えて頑張れるところをもっともっと底上げをして、その裾野を広げていくという制度の在り方が求められているのではないかと思います。

また、そこにおいて、申請の業務負荷であるとか、申請の群体登録というのも一つの方向性として検討に値すると私は思いますけれども、そうしたところの業務を補完していくために、これから先の検討事項になろうかと思いますが、第三者機関の在り方と役割をど

ういうふうの規定していくのか、それを博物館法の中で、あるいは博物館制度の中でどうつくっていくのかという議論をしっかりとしていく必要があると思ったところです。ありがとうございました。

【島谷部会長】 半田さん、ありがとうございました。西野先生の意見に対する一つの答えが、そこにあったかと思います。そこで第三者機関という言葉が出てきましたけれども、半田さん、第三者機関というのは審査をつかさどる機関というふうに念頭に置かれての発言でしょうか。

【半田委員】 いえ、これは今までの部会の審議の中でも一定のコンセンサスは得られていると思うのですが、審査登録をどこがやるかという点については、従前どおり自治体の教育委員会等が行う手続ということは継承しながら、じゃあ第三者機関は何をするのかと言えば、全国にむらがないようにきちとした審査基準で申請した博物館の質を見れる。あるいは、それこそ西野委員から御指摘のあった、体力のない、事務手続をするのに人手を割けないといったような博物館であっても、自分たちはしっかりやっているのだから申請していきたいというモチベーションを持っているところの申請手続をサポートしていくとか、多様性のある館種についても、あるいは地域的な事情があるところについても、第三者機関がコアになってそういう申請事案についてニュートラルな意見をきちっと述べていけるような体制づくりが、第三者機関に最も求められている機能かなと考えているところです。

【島谷部会長】 サポートできる機関という意味で？

【半田委員】 そうですね。

【島谷部会長】 そういう御意見がありました。先ほど美濃加茂市の市長さんから、地方の博物館、美術館としては、チャレンジしたいという、積極的な御意見もありました。とにかく、登録制度というのは申請しないと登録できないわけですので、それをいかに多く登録していくかということになるかと思いますが、半田さんから博物館の定義について、全館になるかどうか分かりませんが、間口を広げた形で博物館という定義を決め、登録というのは申請したものであるというふうに整理ができるんじゃないかと説明してもらいましたが、これについて、考え方はそれでいいのか、違うのかというところを、結論を出す必要はないと思いますが、御意見を頂戴できれば。

古田さん、お願いします。

【古田委員】 古田です。これまでの委員の先生方の御意見を聞いた限りでの私の理解

でして、しかも、積極的な意見があるというよりも、素朴な疑問をちょっと申し上げたいのですけれども、この登録制度の見直しは、何度か説明がありましたとおり、できるだけ広く、現在、五千何百という館があって、底上げという形で国の支援を受け、登録さえすれば、インセンティブで不足なところを補いつつ、持続性を維持すると。こういうことですよね。それは多分そうなんだと思うのですけれども、定義であるとか、基準であるとか、これは、できるだけ五千何百館を救うために、そんなにがちっとしたものでなければ、登録はできるわけです。そこまではいいのですけれども、いつも太下委員の意見を聞いてから私がしゃべるようなことになっていて、というのは、いつも御意見に共感しつつお話しするのですが、であるならば、登録を抹消する際の基準というのは何なのかということが非常に重要なんじゃないでしょうか。つまり、登録をした後、活動をして、不足があればあるほど国からインセンティブを受けつつ、持続も可能にしていくというのは、理想的な意味ではそうなんでしょうけれども、現実問題としては、ほとんど全ての館が不足だらけなのではないでしょうか。登録をしたことによって、あれも足りない、これも足りないということが分かったり、これもしたい、あれもしたいということが分かたりするわけですが、現実がそうでなかった場合、どうするんですかね。ずっと登録し続けて頑張らせ続けるということなのか、ここができないと登録は無理なんですよという、その「ここ」というのがあるのか。僕はそれが素朴な疑問として非常に知りたいところなんですけれども、お聞かせいただけることができるのだったら、ありがたいのですが。

【島谷部会長】 質問、ありがとうございます。これについては私が答えるより事務局に答えてもらった方がいいと思うのですが、登録制度を再審査制度にするかどうかということにつながると思うのですけれども、登録の案件を満たしているかどうかで今まで16%だったものが90%を超すようになるのはとても思えないので、まずそこはクリアしなきゃいけないことかと思いますが、その後について、事務局から答えられることはございますか。

【稲畑補佐】 事務局でございます。御指摘のとおりだと思います。現在の法制度においては、四つの基準、学芸員の設置義務とか、そういうところが審査基準になっておりますけれども、その事項に重要な変更があった場合、登録博物館から申請があって登録を抹消するという制度が既に設けられておりますが、前回おまとめいただいた「審議経過報告」の中で御提言いただいたのは、更新制、あるいは定期的な報告などによって質をいかに維持していくかということも、制度の中の一つの重要なパーツとして御提言いただいたとい

うふうに認識しております。

【島谷部会長】 古田さん、お分かりいただけましたでしょうか。

【古田委員】 それだと今までと何も変わらないような気がするのですけれども、大きな違いがあるのですか。

【稲畑補佐】 実態上として、これまでは変更があったらという形でやられていたものが、古田先生がおっしゃっているような目的とは違うかもしれないですけれども、現在、必ずしも登録博物館の質は維持されていないのではないかという問題意識から、変更があったときだけではなくて、定期的に報告いただくか、あるいは更新という制度を行うことによってクオリティーを担保することが必要なのではないかというのが、これまでの「審議経過報告」での議論だったということです。

【古田委員】 分かりました。事務的、手続的にはそうなのかもしれないですけれども、現状、四つの基準とおっしゃっていましたが、その幅はかなりあるのかもしれないだけども、現在考えられている基準を満たしている館というのは、五千何百のうち、どのぐらいになるのですか。

【稲畑補佐】 理論上はと申しますか、先ほど浜田先生からのペーパーにもありましたけれども、今、日本にある全ての博物館的施設が 5,700 でして、その中で登録になられているものは、16%かな？ 1,000 に満たない数です。この 1,000 に満たない数の登録博物館が登録博物館の基準を満たしているというふうに、理論的には言えます。ただ、先ほど申し上げたとおり質の保証のシステムが現状ではうまく動いていないと思われまので、この中でも、今現在、審査の際の基準を維持しているところは全てではないというふうに思っています。

【古田委員】 そうすると、今まで僕が聞いていたのは聞き違えていたかもしれないですけれども、今後、この登録制度によって様々なインセンティブが得られるであろうと予想される館の数というのは、現在の 900 館ぐらいプラスアルファというようなことになるわけですね。

【稲畑補佐】 おっしゃるとおりです。

【古田委員】 そうなんですか。

【稲畑補佐】 はい。

【古田委員】 皆さん、そう思っていらっしゃいました？ 僕は最初から、今、5,700 ぐらいあるというのを、どうやって全ての館を救うのかという話に聞こえていたのですけれ

ども、そうではない。

【島谷部会長】 博物館という定義に関しては広げた方がいいんじゃないかと、半田委員が説明してくれたとおりでと思います。そこから登録に行くのは、うちは登録してほしいよというところもあるかもわからない、ないかもわからないのですけれども、その意思表示をして、審査をして、どこが審査するかというのは今までどおりかどうかというのももちろん検討する余地があると思います。その上で認証されたところが登録博物館になるというような話で来ていたというふうに認識しておりますけど。

【古田委員】 そのような話ですと、法律上、登録したものを博物館と呼び、それ以外は……。

【島谷部会長】 法律上、博物館というのはそういうことであって、もっと広げたらどうかという提案が半田さんから出たということですね。その上で、博物館法を改正することができたならば、広い範囲で博物館という名称は使われるようになり、登録されたものが登録博物館になるということで、登録されるとインセンティブはいろいろありますよ。ただ、少しのインセンティブであれば登録の意味はないというふうに西野委員からの発言があって、また、違うインセンティブもあるんじゃないかと言う人でキャッチボールはしてこられていたように、私は理解しているのですけど。

【古田委員】 それでしたら、認識を改めるだけですので、分かりました。今後はそれに従って考えていきますので、申し訳ありませんでした。

【島谷部会長】 今後はということか、更にはいい案がありましたら、遠慮なく発言していただければいいかと思います。

【古田委員】 それでしたらば、今ある 900 とか 1,000 という数の現状館で、自分たちのやっていることを明文化できないぐらいにマンパワーがないとか、困っている館というのが、そんなにたくさんあるのでしょうかね。全体が見えてないので、日頃お付き合いのある美術館や博物館さんの中でも、小さなところ、学芸員さんが 1 人しかいない、2 人しかいないというような規模感で言うと、確かにいろいろ御苦労はあるかもしれないけれども、佐々木委員が英国型の基準の一番大事なところとして挙げられたような、私たちはこういうことをやっているんですというようなことの明文化ができていることが前提みたいなところで、今、話をすればよろしいのですね。

【島谷部会長】 前に日博協さんが調査をしたときに、非常勤館長、学芸員 1 人、事務員 1 人というのが日本の 8 割の博物館であるという報告を頂いたと思うのですけれども、

そういうところは申請するにもできないような状況であるし、整理もついているところ、いないところ、両方あるという前提だと思うのです。インセンティブが与えられるとそういうところも手を挙げてくるかもわからないということですが、そういったことによって全てのところを助けることにならないのでどうしたらいいかという西野委員の発言もあって、博物館の定義というのをもう一回考え直しましょうということになりました。結果的にそれを整理できた段階でどういうことになるかというのは今後の展開になるんじゃないかと、私は思っているのですけれども。

【古田委員】 頭を整理させていただきますので。ありがとうございます。

【島谷部会長】 進行がうまくいってないので、申し訳ないです。

中村委員から手が挙がっております。すみません。遅くなりました。お願いいたします。

【中村委員】 中村伊知哉でございます。先ほど部会長がおっしゃったような前提の枠組みの整理であろうと私も理解をしております、博物館全体の定義を広げてインクルージョンした上で登録というものを絞って、そこにインセンティブという、そういう立てつけの法律にしようとしているということだろうと理解をいたしまして、博物館やこの法律を国民にとって重要な位置づけにするために範囲を広げていくことが重要なので、定義の縛りをとっていくということ、その他、全体の方向については、私も異議ありません。

少しだけ法律について付言しますと、その法律というのは、基本的に規制法ではなくて振興法でありますから、つまり、行政がターゲットを定めて支援をしていく、それによって博物館全体の水準を上を誘導するという性格のものだと私は認識しているのですが、であれば、その場合も、できるだけ範囲とか区分をきちっと定めずに運用の余地を残したいというのが、多分、立法する側のインセンティブといいますか、あらかじめきちっと決めたいと思うのは、財布のひもを締めておきたい財政当局とか、あるいは、あらかじめ条約で決まっているからというのに縛られるということはあるのですが、普通は、業界側はできるだけ緩くしておいてくれというものでありまして、ですから、どこまでこの法律できちっと縛らなきゃいけないのかという見方で見とくというのが、必要な一つの見方ではないかなと思います。もちろん、予算措置とか税制措置などのインセンティブをどう設計するのが本質論でありまして、ですから、それが法律の立てつけ以上に重要な政策マターであって、本当は同時にそれを議論して制度をつくっていくべきなんですけれども、今は、制度を先に考えるということであれば、できるだけ間口を広くしておくというのが安全かなあとと思います。法律論としては、登録とインセンティブのひもづけをどうするか

とか、太下さんがおっしゃったように、解散や閉館のときの措置、あるいは登録取消しをどうするのかといった規定が本質的になってくるのですけれども、結局、それも運用ですので、運用後の姿、この制度が改まった後はこうなりますよというのがはっきり見えてない場合は、どうやって柔軟に運用できるようにしておくかということも念頭に制度を考えておくのがいいかなあと思って、聞いておりました。

以上です。

【島谷部会長】 御意見、ありがとうございます。非常に大切な意見かと思えます。インセンティブと言いながらも、インセンティブを与えるためには予算的な措置が当然必要なわけですので、文化庁、文科省がどの程度を考えているかというのは、当然、お答えできる状況にはないと思えます。どうも、貴重な意見、ありがとうございました。

逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 博物館法を見直して、また、登録の幅を広げるために枠組みを広げていくという方向性で動いていることは今の時代の流れかなと思うのですけれども、既にお話が出ていますように、今回、登録制度を設けて、なるべく多くの登録を促したいということであれば、今後、認可の条件、そして認可の仕方をどういうふうと考えていくかというのが最も重要になっていくと思えます。それと同時に、認可する機関、先ほど従来どおり地方自治体というお話もありましたけれども、認可の機関を今回改めて再検討することも必要だと思います。

もう一つ、気になっていることがあります。博物館という枠組みで考えれば、今、日本には5,000以上の館がある。今後、登録を促していくということを一つの基準とするならば、登録しなかった館を美術館や博物館と呼ぶのかどうか。博物館法の規制はどこまであるかということを考えますと、登録しなくても今までどおり美術館や博物館というタイトルを使って活動するところは無数に存続し続けるのではないかと思います。今後、認可の仕方、条件等々を含めまして、これから具体的にどのように落とし込んでいくかが、実は一番大切だと思います。

以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。恐らく、博物館という名称の枠は広げるけれども、登録というのは希望するところとしないところがあるということですので、それが圧倒的に増えていくか、いかないかというのは、立てつけ次第だろうと思えます。どういうふうな条件設定にするのかというのは今後また討議をしていくことになるうかと

と思いますが、流れとしては、博物館の定義は広めに、登録はある程度の基準をクリアしたものであるというの、動かないんじゃないかというふうに考えております。

小林先生、何が御意見ございませんでしょうか。

【小林委員】 小林です。私もワーキンググループの方に入っておりますので、基本的にはこれまで話し合われてきた方向性を認めているので特にありません。ただ、どういうインセンティブにするかということと、あと、政策的にこれをどう動かしていくかというところかと思っています。先ほど中村先生がおっしゃった、運用でやっていく部分と法律で規定しておく部分を考えておく必要があって、あんまり厳密しておくのはその後の運用上適切ではないだろうと思っていますので、大変重要な御意見を頂いたと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。私の印象ですけど、必ずしも登録になれば全て補助金とかインセンティブが受けられるという問題じゃなくて、その条件を満たしたのが登録になり、登録の中から申請があったものについて補助金が出るという状況であると思います。研究者番号を多くの方が持っていますけど、みんな科研費を申請するわけではないですので、申請して、審査する機関があるということかと思っています。緩くすれば緩くするほど審査する人が大変になるのは自明ですので、そのところは何らかのハードルを設ける必要があるというのは、科研費、ほかの補助金とも同じかなというふうに思っております。

出光さん、何か御意見ありましたら、お願いいたします。

【出光委員】 登録しないものも博物館というふうに間口を広げていくという流れも今の流れかなあと思って反対意見はないのですけれども、ただ、そうなった場合にどこが博物館と認めるのか。別に国じゃなくてもいいわけであって、どこが認めるのかという問題もあるし、あと、今までは、民間の美術館が増えていく中で、ある意味、営利化を防ぐために設けられてきた登録制度だと思うのですけれども、そこが外されることによって民間の企業の美術館とかも博物館に入ってくることになるかと思うのですが、そうした場合にほかの団体と同じように税制の優遇などが受けられるような形になるのはおかしいので、そうしたところはもう少しきちんと法的な整備が必要なかなあというふうに思いました。単に間口を広げていくのではなく、緩いとはいえ一定水準のレベルのクリアを努力すれば、登録博物館に向けてのある程度の努力は求めないと、ブランディング化といいますか、そうした登録博物館は増えていかないのではないかなあというふうに思っています。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。現在、博物館で登録されているのは16%なので、ある意味、84%については税制の優遇制度とかは認められてないというふうに私は認識していますので、登録に努力しないところには優遇措置はないという考えでいいのですよね。

【平山課長】 はい。

【島谷部会長】 ということなので、その懸念はなくて、優遇措置もしくはインセンティブを得ようとする人が登録制度を目指していくということになるのではないかと思っております。

利用者の立場で、浦島さん、いかがでしょう。

【浦島委員】 前も言ったとおり、鑑賞者の立場としては、登録ありなしでは見に行かないんですよ、博物館、美術館は。だから、今、人が来ることを博物館・美術館が求められているのだとしたら、登録したことによって、例えば、ちょっとばかっぽくなっちゃうんですけど、カッコいいとか、先進的だみたいなイメージがつくののだとしたら、よりお客様が増えたりするのかなというのは、1点思いました。

あと、法改正によって、もし可能であれば、インセンティブになるのか分からないのですが、博物館の外の人、役所の人ですとか、議員の人みたいな、キーパーソンの人に博物館の理解がより進むような仕組みができれば素晴らしいなと思いました。というのは、私が暮らしている自治体で、今、図書館の司書さんの新規採用が30年以上ないので、新しく採用してくれて委員会に陳情が上がったのですが、AIで司書さんを代用できるからということで委員に却下されてしまったという事態があって、それは、司書さんという職業の理解も進んでないし、AIに対しても過信しているところがあるかなと思って、学芸員も同じようなことが非常にあり得るので、法律改正をきっかけに、役所の方だったり、議員の方だったり、地域のキーパーソンの人に学芸員の理解がより進み、法改正によってもっとみんなに知ってもらえるよみたいな、ちょっとぼんやりしたインセンティブになっちゃうんですけど、あるといいなと思いました。

あと、ちょっと付け加えになっちゃうのですが、高田先生がデジタル資料がより進むようにおっしゃっていて、私、この頃、美術館ばかり行っているんで、自然系の博物館の理解が進んでないなと思って、1か所、1人が学芸員さんで、定年後の嘱託のおじさん2人が事務をしている自然系の博物館に伺ったのですけれども、そこでどんな業務をしている

か伺ったら、パソコンは PowerMac5500/225 というのを使っていて、私が生まれて初めて買った Mac は 7600/200 の 1998 年のものだったので、それより古い Mac を使っていて、データベースはクラリスワークスを使っていて、それでも動くからいいのですが、そういう 1 人学芸員さんだと 1 人でパソコンを使っているから不便はないのかもしれないけれども、そういう人的なスキルとかで無理やり乗り切っているところもあつたりするので、そういうところを是非、デジタル化になったら補助金なり何なりでうまくカバーできる法改正になればと思います。

すみません、まとまらずに。以上です。

【島谷部会長】 利用者の立場の意見として、貴重な意見、ありがとうございました。

いろいろ御意見を頂いているうちに予定していた 80 分があつという間に過ぎてしまつて、まとまりはないのですけれども、結果的に博物館という定義は広げようというのが委員の先生方の御意見だというふうにおおむね理解していいように思いますが、いかがでしょうか。別に決は求めませんが、そういった流れかなというふうに思っております。

その上で、登録するとインセンティブが出てくるというので、インセンティブの審査については、必要なものを付加して、できるだけ簡潔にした方がいいんじゃないかと。これは、今までどおり地公体でやるのか、第三者機関でやるのかというのは、意見が様々だったというふうに、私は理解しております。ただ、この法改正によって、博物館、美術館、そういう施設が元気になる。それによって、利用者、国民の皆さんが博物館に対して目を向けてくれるということにつながるようにしていきたいというふうに理解はしております。

最後に浦島さんから議員の先生方というのがありましたけれども、その働きかけというのは、どこで働きかけをするのが一番適切なのか分かりません。一番の何とかは学芸員だというような発言が昔ありました。我々がアピールし続けていかない限りは博物館や美術館の理解は進んでいかないと思います。この博物館部会も続けて、またテーマを設定してから進めていくことになると思いますが、今日は、今説明したところが整理できて、とてもよかったのではないかとというふうに理解しております。

時間が来てしまいましたので、まだまだ発言したい方もいらっしゃると思いますが、ひとまず今日はここまでにしたいと思います。更に御意見がある方は、御意見を書面あるいはメールで事務局まで提出いただきますよう、お願いいたします。十分に発言できなかったということで、西野先生も 1 回限りだなということで思いの丈を述べていただいて、そ

こがスタートアップとなっていていろんな意見が発展していきましましたので、とても感謝しております。

次に、事務局より、法制度の見直しに関連する令和4年度概算要求の内容について、紹介があります。事務局より、説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。資料4、通し番号24ページ目を御覧いただけますでしょうか。これまで部会でも御紹介させていただいてきたとおり、文化庁、博物館に関する予算、今ではたくさん持っておりますけれども、その中でも今回の議論に深く関係するものを御紹介したいと思います。それが資料4でございます。

博物館機能強化推進事業ということで、約10億円の概算要求をしております。これは公表されている資料ですけれども、一番上の背景・課題のところには、先日取りまとめたいただいた「審議経過報告」における、これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）について、紹介させていただいております。5つの方向性の中でも、1, 2, 3, 4, 5とありますけれども、主に4や5ですね。これまでの博物館が求められてきた役割から一歩踏み出す努力が必要なものについて、国としてそのスタートアップを支援させていただく予算であるというふうに御認識いただければと思います。先ほど様々に、ネットワークの話であるとか、インセンティブの話とかもございましたけれども、それにも関係するものがございます。左側に薄いピンクの四角がございますが、地域課題対応支援事業、あるいはネットワークの形成による云々と書いておりますがけれども、様々に議論いただいたような、ネットワークの形成やそのハブとなる館に対する支援についても、このような予算の中で行っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

これにつきまして、御意見、質問はございますでしょうか。宮崎先生に御意見を頂いてないのに気がつきましたが、宮崎先生、何かありますか。

【宮崎委員】 じゃあ、一言だけ。今回提出されたものは、満遍なく、いろいろ目配りされて出てきていると思うので、基本のところでは大きな問題はないと思います。ただ、逢坂先生や浦島さん、また、古田さんのお話しにもあったように、現場の、底上げが図れるように、登録する際の基準のところは今後一番大事になると思うのですね。あんまり厳しい基準でもいけないでしょうが、現状の通りで何でもオーケーにすると何のための制度改正かよく分からなくなってしまいます。現実に運営の主体である、例えば、市立美術館など

の場合でも、市長や行政側の理解がなく、館長や学芸員は教育人事ポストの一つとして適当に回せばいいだろうとか、美術館の場合、特に専門性がないと思われているのか、そんな感じになっているところもまだあるように見受けられます。ですから、現実問題として、ちゃんと専門性を担保した配置や運営ができるように、これを機にうまく持っていかれたらと思いながら、皆さんのお話を聞いていました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

最後の説明についての御質問、ほかの委員、ありませんでしょうか。

半田さん。

【半田委員】 ありがとうございます。文化庁から関連する予算についての資料を出していただいたのは、本当にありがたいと思います。是非満額取れるように頑張っていたいただきたいと思うのですが、片や、お話の中にもありました、これからのインセンティブを考えていく上では、税制優遇ってすごい大きなポイントだと思うのですが、予算とはちょっと別に、今、文化庁の方でこの法改正を進めている準備段階で、税制優遇について何か要望のようなものを関係している省庁と調整をされているとか、これからこことはがっちりやっていきたいとかいうような情報がもしあれば、お聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 答えられる範囲で。

【稲畑補佐】 ありがとうございます。その辺について、説明すべきでした。失礼いたしました。

税だけではなくて、地方財政要望という形でも、今回の法改正に関連した要望を行っております。地方財政措置については、まだ情報はオープンになってございませんので、要望しているということだけお伝えさせていただきますけれども、それは公立に関してです。私立に関しては税制優遇がございますけれども、こちらは資料をオープンにさせていただきますと、博物館登録制度に係る税は非常に多くて、ワードで条文を抜き出すと30ページぐらいになるというぐらい、たくさんの税が関係してございます。この登録制度の枠組みを変更するのに伴って、それらの立てつけについても全て税目一つずつに調整する必要がございます、それらの調整について要望しているというのが1点です。

もう1点は、税については、今回、株式会社立含め私立の対象が登録制度に広がるということになりますので、この点についても、税目によって考え方は異なるのですけれども、広がるところは広げていただくような要望をしているところでございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

半田さん、全部がお答えになっているかどうか分かりませんが、御理解いただきたいと思います。

それでは、時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。本当に貴重な時間を皆さん積極的に御発言いただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

【稲畑補佐】 本日は、ありがとうございました。次回の部会は、別途、日程調整させていただきますけれども、本日頂いた議論の方向性を踏まえて、更にワーキンググループにおいて議論を深めた上で、次は、諮問を受けた答申という形で、できれば具体的に議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。ワーキンググループに所属されている委員の皆様は、引き続き、よろしくお願いいたします。

【島谷部会長】 どうも、皆さん、協力ありがとうございました。また、ワーキンググループの委員の先生方は、引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —